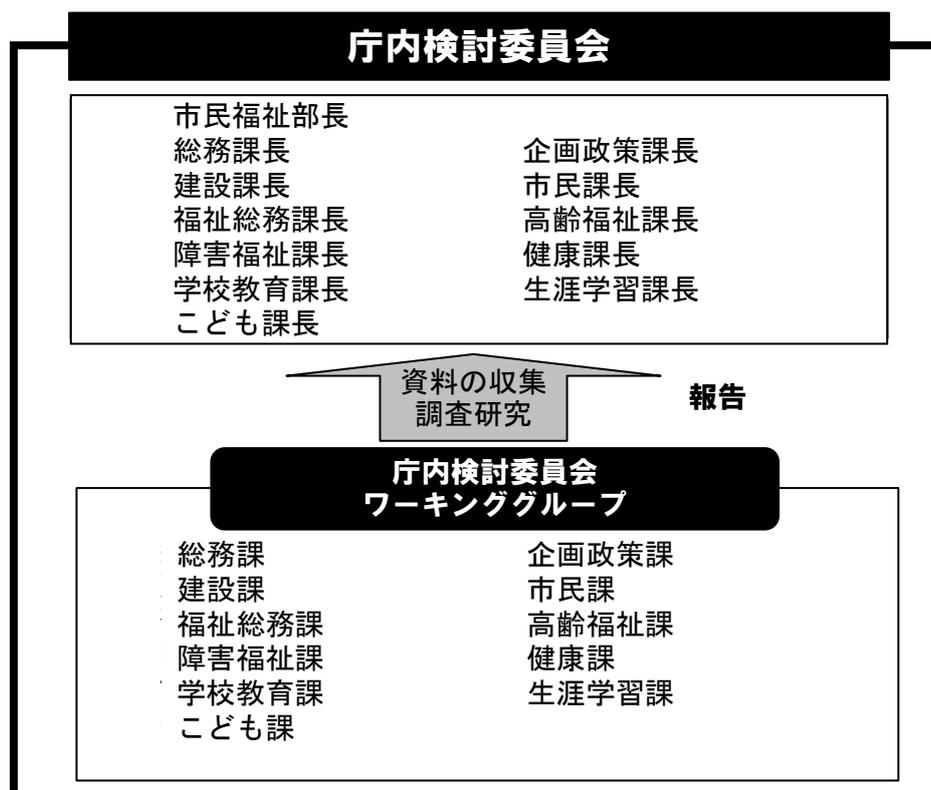


第4章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

(1) 庁内推進体制

教育、就労、保健・医療、都市計画等の全庁的な取り組みによる庁内検討委員会、庁内検討委員会ワーキンググループにおいて、年次ごとに計画の進行状況について把握し、必要に応じて見直しを行い、障がい者施策が適切に実行されるよう推進していきます。



(2) 市民、ボランティア、事業者等の役割

障害福祉施策を推進していくためには、市民一人ひとりが障害福祉に対する意識や認識を高めること、ボランティア、NPO法人、事業者、民間企業、関係機関等の相互の連携が必要です。また、事業者は、福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、ほかのサービスとの連携に取り組むことが求められています。

(3) 行政の役割

障がい者計画の推進にあたって、行政には障がいのある人の福祉の向上をめざして諸施策を総合的に推進する責務があります。

その責務を果たすためには、障がい者計画を推進する行政や関係機関・団体等の役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図ることが必要です。また、行政内部では、教育、就労、保健・医療、都市計画等、関連分野を担当する関係課が連携を強化するとともに、障がい者の視点から施策を見直し、ときには横断的な施策が推進されるよう取り組みます。

2 計画の進行管理

本計画を総合的に推進していくため、平成 20 年度から相談支援事業者、障害福祉サービス事業者等からなる「地域自立支援協議会」を設置しました。地域自立支援協議会では、この関係機関等が連携を図り、個別の相談支援の事例を通して明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っています。

今後も、地域自立支援協議会において、各事業の実施状況と達成状況を把握しながら、全体的な進行管理を行います。